



新型コロナウイルス対策

混乱と混迷が続く正念場 企業の事業継続と雇用確保を求める

年明け以降、感染拡大により経済・社会に未曾有の混乱をもたらしている『新型コロナウイルス感染症（以下、新型肺炎）』は、県内においても、県民生活、雇用や労働等に極めて深刻な影響を及ぼしている。また、政府による休校・休業要請をはじめ、「緊急事態宣言」発令や事業規模117兆円の「緊急経済対策」等は、規模感・スピード感、支援策の分かり易さが不十分であることや、中小企業や本来生活支援が必要な人々に支援が届いていない実態が指摘されている。

混乱と混迷が続く正念場である今、“かつて経験したことのない難局”を乗り越えるため、連合山形は4月に実施した雇用への影響と安全衛生対策の状況把握結果を踏まえ、5月12日から18日に山形県をはじめとする8組織・13議員を訪ね、「新型コロナウイルス感染症による労働者の雇用確保等に関する要請書」を提出した。（P 3、資料1参照）



県知事へ要請手交

要請事項は、(1) 企業への資金繰り支援や雇用調整助成金などの各種支援策を積極的に活用し、事業継続とすべての労働者の雇用確保を最優先にした対応、(2) 休業や企業活動を自粛し勤務することができない場合の賃金は、日常生活の維持が困難にならないようできる限りの対応、(3) 就業中の全ての労働者の健康保持に注力し、マスクや消毒液の調達と使用の徹底、また妊娠中の女性労働者が休暇取得できる環境の提供と在宅勤務の促進、(4) 需要が増加し過重労働になっている業種に対する労働時間短縮や人員確保の徹底、(5) 感染者、濃厚接触者、医療従事者と家族への偏見や誹謗中傷、風評被害に対する人権啓発、(6) 感染防止策や企業・労働者等への支援策の理解促進をはかるための積極的な情報発信—6点を盛り込んだ。

当日は、要請内容と4月に調査した雇用と安全衛生の現状をそれぞれ説明。

これに対し、要請先は「要請趣旨に対する認識は一致する。緊急事態宣

言によって企業活動が縮小し、地域経済の影響も深刻化しており、再生は長いスパンで考えていく必要がある。引き続き、事業の存続と雇用を最優先に取り組みたい」と応じ、人権擁護に対しては「感染者や濃厚接触者等への偏見、誹謗中傷は決して許されることではない。人権に配慮していく」ことを確認。また、山形県経営者協会とは、この難局を労使で乗り越えていくため、地域社会に対し「『新型コロナウイルス克服』に向けた労使メッセージ」を発信していくことを確認した。(P 3、資料2参照)

一方、山形県へは、3月6日の要請書提出に引き続き4月24日の要請では、政府の緊急経済対策による「地方創生臨時交付金」の活用にあたり、中小企業支援と雇用対策に重点的に予算措置を行なうよう求めた。また、5月15日には、企業の事業継続と労働者の雇用維持のための追加支援、在宅勤務等を推進するためのICT環境の整備、医療従事者の安全確保、等を講じるよう要請した。

この要請に対し県は「要請内容を受け止める。今後、経済再生と感染予防に全力を挙げていく」と考えを示した。

要請日と提出先

- 5月12日(火) 山形県経営者協会
- 13日(水) 山形県中小企業団体中央会、
山形県商工会議所連合会、
山形労働局、山形地方法務局
- 14日(木) 山形経済同友会、山形県商工会連合会
- 15日(金) 山形県
- 18日(月) 連合山形推薦の参議院議員と山形県議会議員



山形県経営者協会へ要請書手交



副知事へ要請書手交



山形労働局へ要請書手交



山形経済同友会へ要請書手交



山形県商工会議所連合会へ要請書手交



山形県商工会連合会へ要請書手交



山形県中小企業団体中央会へ要請書手交

資料1

要請項目・内容と要請先

●：4月24日要請済 ○：今回要請

項目	要 請 主な内容	国			県			連合
		国推連 会合議 員薦形	山形 労働局	法山 形務 局方	山 形 県	(県 政議 クラブ)会	団 経 済 経 営 者	連合山形 構成組織 地域協議会
企業支援	事業継続要請 融資・持続化給付金、雇用調整助成金の活用	○			●	○	○	
	資金繰り支援 雇用調整助成金の拡充	○	○		● ○追加	○		
	I C T導入支援	○			○	○		
	国税・地方税の納税猶予延長、固定資産税の軽減措置延長	○			○	○		
雇用対策	雇用維持	○	○		●	○	○	
	休業手当の拡充	○	○		●	○	○	
	パート等休業者の傷病手当支給	○			●	○		○地協
安全健康	労働行政運営への反映	○	○			○		
	安全配慮義務の遵守	○	○		● ○医療追加	○	○	○地協
	妊婦の安心確保	○	○		●	○	○	
	長時間労働の是正	○	○		● ○医療追加	○	○	
生活困窮	資金支援	○				○		
人権擁護	啓発	○		○	○	○	○	○地協
情報発信	県民、企業等への周知	○	○	○	○	○	○	○ 連合山形・構成

資料2

「新型コロナウイルス克服」に向けた労使メッセージ

新型コロナウイルスの感染拡大による緊急事態宣言は、特定警戒都道府県以外の県で前倒し解除の方向が打ち出されるなど、新たなフェーズに入った。山形県では新たな感染者が限定的になり、今月11日から一部を除いて営業自粛が解除された。しかし、県民生活や企業活動は深刻な影響を受け、今後が見通せないでいる。

こうした状況を踏まえ、(一社)山形県経営者協会と日本労働組合総連合会山形県連合会(連合山形)は、気を緩めず感染防止策を徹底して早期に経済活動を再開、雇用の維持・確保と事業継続のために労使が協力して取り組む必要があるとの認識で一致し、地域社会に以下のメッセージを発信した。

【山形県経営者協会】

- 働く人の安全を図ることが最優先課題。感染防止に全力を挙げ、仕事における「3密(密閉・密集・密接)」の回避に努める。また、在宅勤務やテレワークなど新しい働き方を模索していく。
- 営業の自粛要請、外出・移動の制約などで地域の経済活動は停滞・停止を余儀なくされた。要請が解除されたとしてもすぐには元に戻れず、倒産・廃業の瀬戸際にある中小零細企業も少なくない。
- 経済界・企業経営者は事業継続と雇用の維持・確保に全力で取り組む。県民生活を守る意味でも、経済活動を早期に再開できるように労働団体と引き続き対話を重ねていきたい。
- 自粛要請に応じた企業、生活者のダメージは大きい。休業というブレーキを踏んだら補償というアクセルがない限り前に進めない。国民、県民の痛みを理解した上で、スピード感を持って、考え得る限りの支援策を実行するよう国や県などに求める。
- ウイルス感染の第2波、第3波も懸念されている。その際は二の矢、三の矢の支援策が不可欠。出口戦略とともに県民生活と地域経済の再生に向けたビジョンを具体的に示していただきたい。

【連合山形】

- 新型コロナウイルスに対する対応は、感染を早期に終息させることが最優先であり、日常生活を取り戻すためには、何よりも一人ひとりの努力と行動の積み重ねが不可欠である。
- 中小企業においては、多くの業種業態で経営状況が急激に悪化し、労働者の雇用への深刻な影響が懸念されることから、政府をはじめ行政に対し中小企業の事業継続と雇用の維持に必要な支援要請等、労働組合としての役割を發揮していく。
- 休業や営業自粛などで勤務することができない障がい者や外国人労働者を含むすべての労働者の日常生活の維持は重要であり、できる限りの対応をしていただきたい。
- 事業活動は、労働者の安全労働と健康が基本である。企業の社会的責任として特に安全衛生対策に最大限配慮し、労働者が健康で安全な職場で働き続けられるようにしていただきたい。
- 事態の終息に向けては、相当程度の時間を要する見込みであり、感染防止対策や深刻な影響を受けている地域経済の再生ならびに県民生活の再建を労使の共通課題として対話を行っていきたい。

以上

2020年5月12日
 (一社)山形県経営者協会
 会長 寒河江 浩 二
 日本労働組合総連合会
 山形県連合会(連合山形)
 会長 小 口 裕 之

事業環境の厳しさ増し、雇用へ影響 感染予防対策が不十分

雇用への影響と安全衛生対策を把握 連合山形調査

新型コロナウイルスによる雇用への影響や感染予防対策について、事業場の実態を把握したところ、雇用への影響が多くの労働組合で生じており、感染予防対策も約4割で不十分であることが明らかになった。

人未達の労組等を対象に個別記入方式による調査を行い、92労組から回答を得た。

これによると、雇用関係は事業縮小や業務量減少など影響を受けているのは47労組にのぼり、既に休業や自宅待機を余儀なくされている。また企業経営は厳しさが増し、雇用維持には企業への持続化給付金の追加支給、雇用調整助成金等の公的支援の活用と制度の拡充が必要である。

休業にあたり労使で事前協議を行ない、休業補償を実施しているのが19労組。感染予防のための在宅勤務（テレワーク等）29労組、事業縮小や業務量の減少および在宅勤務ができない場合の自宅待機21労組だった。

安全衛生関係は、咳エチケットと手洗いの実施89労組、感染部位の拭き取り・消毒76労組、出勤前の体温確認77労組、出勤時の体調の確認報告88労組。多くの労働組合で基本的対策が実施されている。

一方で3密（密閉・密集・密接）回避のための換気55労組、飛沫感染防止のための集合型会議・ミーティングの縮小67労組、対人距離の確保等65労組、接触低減71労組にとどまり、感染予防対策が不十分である。

さらに要望意見は48項目57件が出され、区分すると「企業経営への支援」では、休業による補償や支援、解雇を回避するための助成、消費税等の減免などを求める要望18件。「雇用・休業補償」では、企業への不当解雇の防止や休業手当の引き上げ、補償の早期対応を求める要望18件。「感染予防」では、マスク・消毒液の確保と配布、県内への入出制限などを求める要望8件。「その他」働き方や助成金等の申請方法等に対する意見13件だった。

連合山形は、この回答結果を基に、5月12日から18日までに行政、経済経営者団体等へ要請行動を行った。

連合山形は、4月16日から28日に組合員数300

山形県「新型コロナ克服・創造山形県民会議」を創設 県民の力を結集し、感染対策と経済再生を進める

新型コロナウイルス感染により深刻な影響を受けている県民生活や産業経済の回復に向けた「新型コロナ克服・創造山形県民会議」の初会合が5月13日、県庁で開かれた。

会議には連合山形から小口会長をはじめ、県内産業・経済関係の代表者と県選出の国会議員等、25人が出席。県民の力を結集し、感染対策と経済再生を進めていくことを確認した。

小口会長は、会議で労働者の立場から感染防止策や経済・雇用対策に対する提言を行った。

小口会長提言（要旨）



これまで「命を守る」取り組みとして、感染拡大阻止と医療体制確立・整備・充実を最重点に対応してきましたが、第2段階はこの取り組みを継続しつつ、どのようにコロナウイルスと向き合い、新たな日常を創造していくのかを考える時期と思います。具体的には「雇用・企業を守る」取り組みを進めなければならないと思います。

現状では、特にパートタイマー、派遣労働者など非正規雇用で働く皆さん、労働組合のない職場で働く皆さんがコロナウイルスによる影響のしわ寄せを受けています。何としても雇止めや解雇、労働条件改悪の一方的通告など拡大を止めなければなりません。そして、ワクチンや治療薬ができるまで長期化を想定し、国へ財源を要求しながら各自治体と連携したスピード感ある資金支援が急務です。

連合山形は組合員の声を大事にし、引き続き要請行動に取り組んでまいります。

山形県新型コロナ対策応援金の募集がスタートしました。趣旨に賛成します。今後、組織内で協議し、取り組んでまいりたいと思います。応援金支給もスピード感が求められます。具体的スケジュールなど、早期に、提案いただけるよう要望します。

連合山形は県民の皆さんと共に、取り組んでまいります。

2020年5月22日時点

新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援

世帯や個人の皆様		中小・小規模事業者等の皆様	
全国全ての人々に	特別定額給付金	一律 1人 当たり 10万円 申請は郵送又はマイナンバーで マイナンバーは5/1より順次受付開始	各市区町村で 順次受付開始
子育て世帯の方々に	子育て世帯への 臨時特別給付金	子ども 1人 当たり 1万円 改めでの申請不要	順次支給開始
休業による収入減で 住居を失うおそれ	住居確保給付金	原則 3か月 、最長 9か月 家賃相当額を支援	実施中
アルバイト収入減で 学業継続が厳しい	学生支援緊急給付金	大学・短大・高専・専門学校生等 1人 当たり 20万円 (住民税非課税世帯) 10万円 (上記以外)	実施中
収入減で 生活が苦しい	緊急小口資金・ 総合支援資金	最大 80万円 (二人以上世帯) 最大 65万円 (単身世帯)	実施中
収入減で 保険料が払えない	国民健康保険料等 の減免	国民健康保険料、介護保険料、 国民年金保険料等を減免	順次実施中
生活が苦しくて 税、公共料金が払えない	納税猶予、 公共料金の支払猶予	国税・地方税、電気・ガス・ 電話料金、NHK受信料等 の各種公共料金の支払を猶予	実施中
売上が半分以下※ で家賃の支払いが苦しい ※1~12月のどの月でも	持続化給付金	中堅・中小・小規模 最大 200万円 7~12月含む個人事業主 最大 100万円	5/1~ 受付開始
雇用を維持できない	雇用調整助成金	休業手当100%で雇用維持なら 中小は都道府県の休業要請を受けた場合 最大 10割 助成 ※上限日額8,330円	実施中
売上減で 家賃の支払いが苦しいなど 資金繰りが厳しい	実質無利子・ 無担保融資	3年間無利子 、最長 5年間元本据置 日本政策金融公庫等に加え、 5月より地銀、信金、信組等でも利用可	実施中
売上減で 税、社会保険料が苦しい	国税、地方税、 社会保険料の納付猶予	売上が一定程度減少の場合、 1年間 、無担保かつ 延滞税なしで猶予	実施中
売上減で 固定資産税が払えない	固定資産税・ 都市計画税の減免	売上が一定程度減少の場合、 来年度は 2分の1 又は ゼロ に減免	実施中
収入減で 生活が苦しい	緊急小口資金・ 総合支援資金	大学・短大・高専・専門学校生等 1人 当たり 20万円 (住民税非課税世帯) 10万円 (上記以外)	実施中
収入減で 生活が苦しい	緊急小口資金・ 総合支援資金	最大 80万円 (二人以上世帯) 最大 65万円 (単身世帯)	実施中
収入減で 保険料が払えない	国民健康保険料等 の減免	国民健康保険料、介護保険料、 国民年金保険料等を減免	順次実施中
生活が苦しくて 税、公共料金が払えない	納税猶予、 公共料金の支払猶予	国税・地方税、電気・ガス・ 電話料金、NHK受信料等 の各種公共料金の支払を猶予	実施中
売上が半分以下※ で家賃の支払いが苦しい ※1~12月のどの月でも	持続化給付金	中堅・中小・小規模 最大 200万円 7~12月含む個人事業主 最大 100万円	5/1~ 受付開始
雇用を維持できない	雇用調整助成金	休業手当100%で雇用維持なら 中小は都道府県の休業要請を受けた場合 最大 10割 助成 ※上限日額8,330円	実施中
売上減で 家賃の支払いが苦しいなど 資金繰りが厳しい	実質無利子・ 無担保融資	3年間無利子 、最長 5年間元本据置 日本政策金融公庫等に加え、 5月より地銀、信金、信組等でも利用可	実施中
売上減で 税、社会保険料が苦しい	国税、地方税、 社会保険料の納付猶予	売上が一定程度減少の場合、 1年間 、無担保かつ 延滞税なしで猶予	実施中
売上減で 固定資産税が払えない	固定資産税・ 都市計画税の減免	売上が一定程度減少の場合、 来年度は 2分の1 又は ゼロ に減免	実施中

内閣府：「新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援のご案内」より <https://corona.go.jp/>

新型コロナウイルス対応

お取扱い開始日/2020年4月15日

ろうきん生活支援特別融資

ご融資対象者

- ①当金庫会員の間接構成員の方並びに当金庫管内に居住する勤労者の方。
- ②勤続年数が1年以上の方。離職された方の場合、離職までの勤続年数が1年以上の方で雇用保険の失業給付要件を満たしている方。

お使いみち

「新型コロナウイルス」感染拡大の影響で家計の負担が増加した方、収入が減少した方、離職した方の「生活資金」「教育資金」「住宅資金」としてご利用いただけます。

ご融資限度額 ・ご返済期間

資金使途	利用限度額	返済期間
生活資金	最高 100万円	最長 10年
教育資金	最高 300万円	最長 20年
住宅資金	最高 300万円	最長 25年

※重複利用の場合、お一人300万円が利用限度額となります。

詳細につきましては、窓口までお問い合わせ下さい。

※審査の結果、ご融資できないなどご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

2020年5月1日現在



東北労働金庫 山形県本部

☎0120-1919-62

<https://www.tohoku-rokin.or.jp>

(受付時間：平日 午前9時～午後5時)

**最大22等級・安全運転を続けられた方に
64%割引!** おトクな等級制度があります。

**もしもの
トラブルも
しっかり
サポート!**

- 走行不能な場合のレッカーけん引または積載車による搬送(100kmまで)
※現場から最寄りの指定整備工場までは無制限
- 現地にて実施可能な30分以内の路上クイックサービス
●バッテリーあがり ●パンク ●キー閉じ込み など
- 燃料切れ時のガソリン等お届けサービス
ガソリンまたは軽油を10Lまで無料サービス
(1共済期間1回のみ)
- 脱輪・落輪等引き上げサービス
クレーン等の特殊作業も無料

24時間365日受付
**マイカー共済
ロードサービス**

マイカー共済

自動車総合補償共済

ここに記載されている内容は、共済商品の概要を説明したものです。ご契約の際は「リーフレット」「ご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)」を必ずご覧ください。

カンタン! 無料! お見積もり

保険証券(共済契約証書)と車検証のコピー
をご用意のうえ、所属の団体または
こくみん共済 coop までお問い合わせください。

割引でおトク!

- 運転者本人・配偶者限定特約 8%割引!**
- 衝突被害軽減ブレーキ(AEB)割引 9%割引!** など

特約で安心!

- 弁護士費用等補償特約
「もらい事故」の対応を依頼するときも安心
- 自転車賠償責任補償特約
自転車事故で法律上の賠償責任が生じたときに など

団体掛金適用!

所属の団体を通じてご加入いただくと、**団体掛金が適用**されます。

自賠責共済とあわせてのご加入をおすすめします。

共済ショップ山形店	共済ショップ新庄店	共済ショップ米沢店	共済ショップ長井店	共済ショップ鶴岡店	共済ショップ酒田店
山形市城南町1-18-22 TEL. 023-646-4666	新庄市大手町5-6 TEL. 0233-23-5995	米沢市金池3-2-7 TEL. 0238-22-6065	長井市あら町5-3-6 TEL. 0238-83-6035	鶴岡市泉町8-7-3 TEL. 0235-23-6100	酒田市東大町2-6-8 TEL. 0234-23-3160

●新型コロナウイルス感染症拡大防止および政府の緊急事態宣言を踏まえた対応について
政府の緊急事態宣言を受け、山形推進本部でも組員・お客さまと職員の感染拡大防止の観点から、店舗における営業時間が変更になっている場合がございます。ご来店をご希望の際には、一度お電話にてお問い合わせくださいようお願い申し上げます。お客さまには大変ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解いただけますようお願い申し上げます。※お電話による受付についても当面の間体制を縮小しております。つながりにくくなっており不便をおかけいたしますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。



こくみん共済〈全労済〉山形推進本部
山形県労働者共済生活協同組合

「こくみん共済coop」は営利を目的としな「団体の生活」として共済事業を営み、相互扶助が精神です。組合員が安心して生活を送る暮らしを創り出すことが本目的です。この趣旨に基づいた活動を通じて、社会をよりよく保ち、地域での共済生活の結晶員となることを共済の理念と、利用/参加の旨です。



0620A001